

明和町道路啓開行動マニュアル
(災害作業計画)
(実行動計画)

平成28年3月
平成31年2月(修正)
令和2年4月(修正)
令和5年7月(修正案)

(災害作業計画)

1. 大規模災害による道路啓開作業計画について

本町が管理する三重県緊急輸送道路は図－1に示すとおりである。

発災後速やかに、緊急輸送道路の点検し通行不能であれば、啓開作業を行わなければならない。

啓開作業を行うにあたり、被害想定を行い作業量等を求め、各道路の実情を踏まえ啓開作業区分を想定する。

2. 本町が管理する緊急輸送道路の啓開順序を想定するため、上位緊急輸送道路の被害想定を行う。

本町内の三重県緊急輸送道路ネットワークは図－1に示すとおりである。

発災直後は、町が管理する緊急輸送道路全てを啓開作業出来るものではない。

図－1に示す三重県緊急輸送道路ネットワークの被害を想定する。

- ・国道23号線が通行不可となった場合（ケース1）。
- ・県道鳥羽松阪線が通行不可となった場合（ケース2）。
- ・県道田丸停車場斎明線（伊勢自動車道）が通行不可となった場合（ケース3）。

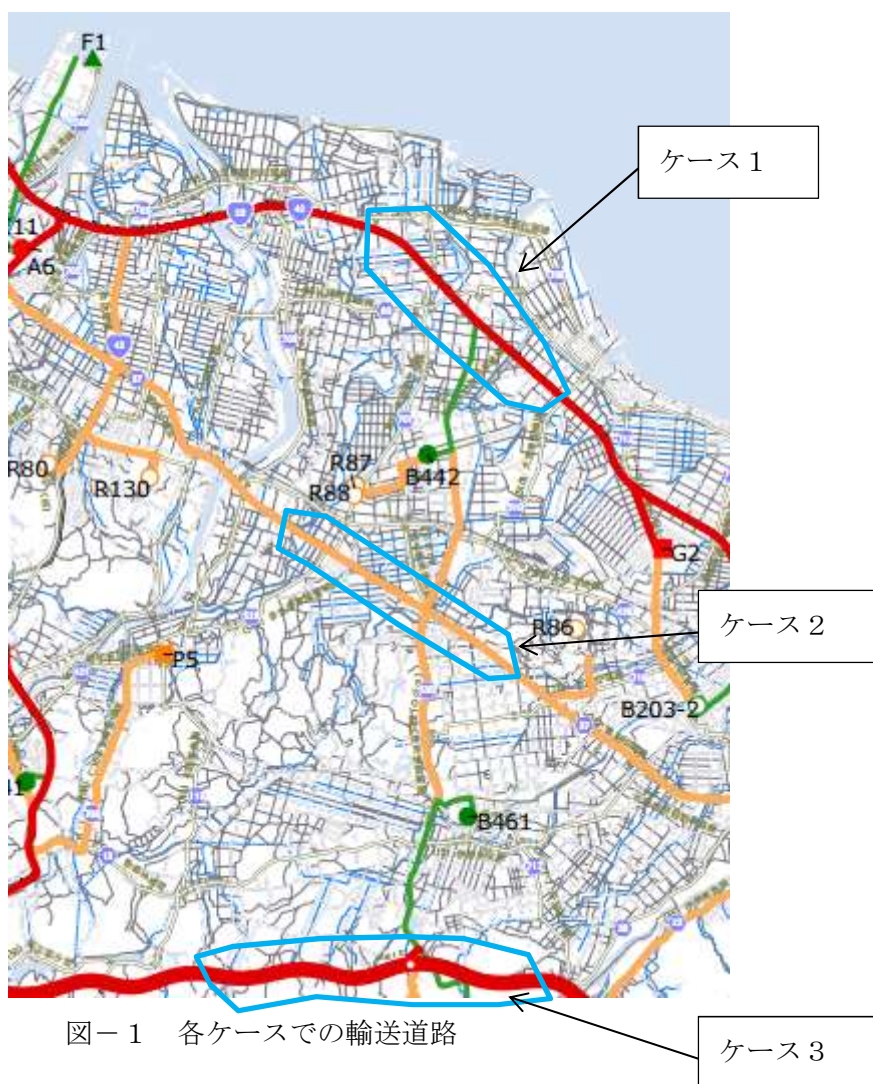


図-1 各ケースでの輸送道路

2. 町が管理する緊急輸送道路啓開順序について

ケース1の場合、主輸送道路が県道鳥羽松阪線及び伊勢自動車道となる。よって、県道鳥羽松阪線有爾中交差点より明和中央線明和町役場東交差点区間（以下「明和中央線南区間」という。）と、明和中央線明和町役場東交差点より大淀役場坂本線明和町役場区間（以下「役場前区間」という。）及び、大淀役場坂本線明和町役場から塚山線齋宮歴史博物館前区間（以下「博物館前区間」という。）の啓開作業が必要。

ケース2の場合、主輸送道路が国道23号線となる。よって、国道23号線行部2交差点より明和中央線明和町役場東交差点区間（以下「明和中央線北区間」という。）と、役場前区間及び博物館前区間の啓開作業が必要。

ケース3の場合、主輸送道路が国道23号線及び県道鳥羽松阪線となる。この場合、主輸送道路が2路線となる三重県の計画では、国道23号線は1次緊急輸送道路となり、県道鳥羽松阪線は2次緊急輸送道路となるため、主は国道23号線とする。

よって、明和中央線北区間、役場前区間及び博物館前区間の啓開が必要。

路線の順序より明和中央線北区間及び明和中央線南区間の作業が完了しなければその先の役場前区間及び博物館前区間の啓開作業効果がないため、1 明和中央線南区間、2 明和中央線北区間、役場前区間、博物館前区間とする。

3. 各輸送道路の啓開作業日数の想定

道路幅員と通行可能性は強い相関関係があり、幅 4 m から 8 m 以下の道路での車両通行不能は約 30% である。また 12 m 以上の道路では通行不能になる可能性は低いことが先の大震災で明らかになっている。

各区間の平均道路幅員は、明和中央線北区間 12 m 内車道 8 m、明和町中央線南区間 7 m、役場前区間 7 m、博物館前区間 6 m となる。

以上より、明和中央線北区間の啓開作業は、状況確認となる。

その他の輸送道路のがれき体積は、区間平均幅員×区間延長の 30%×がれき高さ 1 m より、

明和中央線南区間 = $8 \text{ m} \times (2,200 \text{ m (水田区間部分を除く)}) \times 30\% \times 1 \text{ m} = 5,280 \text{ 空 m}^3$

役場前区間 = $7 \text{ m} \times (430 \text{ m} \times 30\%) \times 1 \text{ m} = 903 \text{ 空 m}^3$

博物館前区間 = $6 \text{ m} \times (1,300 \text{ m (畑区間部分を除く)}) \times 30\% \times 1 \text{ m} = 2,340 \text{ 空 m}^3$

重機（バックホー）のがれき移動の業能力は、舗装版破碎掘削積込み作業 370 m³/日より、積込み作業が無いので、作業効率が約 1.5 倍の 550 空 m³/日とする。

各区間の延べ作業日数は、

明和中央線南区間が $5,280 \text{ m}^3 / 550 \text{ 空 m}^3 / \text{日} = 9.6 \text{ 日}$

役場前区間が $903 \text{ m}^3 / 550 \text{ 空 m}^3 / \text{日} = 1.6 \text{ 日}$

博物館前区間が $2,340 \text{ m}^3 / 550 \text{ m}^3 / \text{日} = 4.2 \text{ 日}$ となる。

啓開作業完了を概ね 3 日間（72 時間）で完了するためには、明和中央線区間は 3 班。

役場前区間に 1 班の計 4 班必要となる。

4. 地域の実情に応じた班編成（明和町建設業協会との確認はまだ）

明和町建設業協会会員の重機保有台数内訳は別添資料 1 のとおりです。

4 班に編成した場合の必要重機台数を現在は上回っています。

事業所の地区特性を考慮し班編成を表-1 とする。

表-1

班名	啓開分担箇所	代表事業者	事業者一覧	備考
第 1 班	明和中央線北区間 役場東交差点から行部 2 交差点	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	
第 2 班	明和中央線南区間 勝見交差点から役場東	■■■■■	■■■■■ ■■■■■	

	交差点			
第3班	明和中央線南区間 勝見交差点から有爾中 交差点			
第4班	役場前区間 役場東交差点から役場			

(実行動計画)

建設班 (建設課)

1 緊急輸送道路の点検順序等について。

点検内容：点検は通行できるかの有無。

点検順序：建設班第1班 役場前区間→明和中央線北区間

建設班第2班 役場前区間→明和中央線南区間

建設班第3班 博物館前区間

(班編成は、災害対策本部参集状況により行う)

2 建設業協会との連絡調整

建設業協会の各班と直接連絡を取り合うこと。

3 道路状況の把握

①道路状況を把握し道路啓開作業有無を確認。

判断基準：「放置車両や立ち往生車両によって、緊急通行車両が通行する最低限の空間、例えば一車線すら確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確認する必要がある場合」により判断する。

②道路啓開作業が必要と認められる場合。

対象物により取扱が違うので注意すること。

【通常のガレキ等】については、道路法第42条道路維持又は修繕の範囲して取扱う。

【道路占用物（電柱）】については、平成23年3月22日付け通知「東北地方太平洋沖地震に係る占用の廃止及び占用料の取扱いについて」を参考に、「被災により電柱、建物に附属する突出看板等の占用物件が損壊し、明らかに占用物件としての効用を失ったと認められる場合は、占用廃止の届出があったものとみなし、被災の日をもって道路の占用を廃止するものとする。」より、占用廃止されたとして扱う。

【車両等】の場合について

ア) 【車両】は災害対策本部に状況を連絡→災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき区間を指定する。(様式-1)

イ) 区間を指定した場合、三重県及び三重県公安委員会に通知することとなっている。通知方法については、書面(様式-2、-3)を原則とするが、やむを得ない場合は口頭でもよい。口頭の場合、事後速やかに書面を送付することとする。

ウ) 建設班は、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。なお周知方法は、ラジオ、直接周知(拡声器)、看板等で行う。

報道関係者への情報提供は災害対策本部より行うものとする。

エ) 車両等の移動については、「運転者等への移動命令」、「道路管理者自らによる移動」のいずれかにより対応する。

「運転者等への移動命令」内容の例は、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること(空いた空間への車両移動)
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

なお、命令は書面（様式－４）の掲示又は口頭で行う。

「道路管理者自らによる移動」を行う場合は大きく３に分けられる。

- ・災害対策基本法第７６条の６第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合。（繰返し移動命令を伝えても履行しない、故障、タイヤパンク、燃料切れ等）
- ・道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合。（命令を伝えたいが回りにいない）
- ・道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合。（前後車両等が接近し、運転者自ら運転での車両等の移動ができない場合、事故により運転できない状態の場合などのやむを得ない場合）
- ・法により権限を行使するため、身分証明を携行するものとする。

【やむを得ない限度の破損】

車両等移動の際には、現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破壊させることができることとなっており、破損の形態としては、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊、重機で車両等の持ち上げる際の擦り傷や凹み、駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損等が想定される。

「やむを得ない限度での破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断するものである。

移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損を考える。

窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるのが、道路啓開作業後に、破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置をとること。

損傷の損失補償は法８２条により補償しなければならない。

車両の破損前後の記録を踏まえた上で、交通事故損害額算定基準（（財）日弁連交通事故相談センター）等に基づいて補償額を算定する。

【車両等の移動時におけるトラブル対応】

車両等の移動方法は、現場の職員により判断するが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合は、建設班と連絡相談すること。

運転者等による不法行為等を確認した場合は、警察に連絡するとともに、応援要請を建設班に行う。

【移動の留意点】

レッカー車やホイールローダ等による移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないように行う必要がある。

トラック等を移動する際には、積荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積荷の種類及び状況に応じて、注意して移動を行うものとする。

ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に十分注意して行う。

【車両等の移動を行う際の通知について】

運転者が現場付近にいない事を確認した上で、車両等の移動にあたっては、移動した車両等に移動理由、移動した旨を掲示（様式－５）すること。

一定距離以上（原則５０m以上）車両等を移動させた場合又は、道路外へ移動した場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示するものとする。（様式－６）

【移動車両等の移動記録について】

明和町が自ら車両等を移動する場合には、移動の前後の状況を写真等により記録（様式－７）するものとする。

【警察署長への情報提供について】

車両等の移動を行った場合には、松阪警察署長に対して、記録した様式－７を速やかに提供するものとする。

様式－1

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、
下記の区間を（指定・廃止）する。

令和 年 月 日

多気郡明和町
道路管理者
明和町長 世古口 哲哉

（各区間指定の場合）

路線名	区間		延長	備考
明和中央線	三重県多気郡 明和町大字○ ○地先から	三重県多気郡 明和町大字○ ○地先から	○○m	

様式－２

事務連絡
令和 年 月 日

三重県知事 様

多気郡明和町
道路管理者
明和町長 世古口 哲哉

災害対策基本法に基づく区間の指定等について

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７６条の６第１項の規定に基づき、
下記の区間を（指定・廃止）するので通知する。

記

以上

（各区間指定の場合）

路線名	区間		延長	備考
明和中央線	三重県多気郡 明和町大字○ ○地先から	三重県多気郡 明和町大字○ ○地先から	○○m	

様式－3

事務連絡
令和 年 月 日

三重県公安委員会 様

多気郡明和町
道路管理者
明和町長 世古口 哲哉

災害対策基本法に基づく区間の指定等について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、
下記の区間を（指定・廃止）するため、災害対策基本法施行令第33条の3の
規定に基づき通知する。

記

以上

指定区間

路線名	区間		延長	備考
明和中央線	三重県多気郡 明和町大字○ ○地先から	三重県多気郡 明和町大字○ ○地先から	〇〇m	

指定理由 緊急通行車両の通行確保のため

様式－４

令和 年 月 日

運転者 様

多気郡明和町
道路管理者
明和町長 世古口 哲哉

災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づく移動命令について

この道路は、最額のため、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担当：明和町役場 災害対策本部
建設班（建設課）
電話 0596-52-7119
FAX 0596-52-7136

災害に伴う車両の移動について

- ・緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・明和町にて移動を行いますので、車両から離れて下さい。

明和町 災害対策本部
明和町長 世古口 哲哉

担当：明和町役場 災害対策本部
建設班（建設課）
電話 0596-52-7119
FAX 0596-52-7136

〇〇災害に伴う車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：令和 年 月 日 時頃

移動先：

移動車両：

明和町 災害対策本部

明和町長 世古口 哲哉

担当：明和町役場 災害対策本部 建設班（建設課） 電話 0596-52-7119 FAX 0596-52-7136
--

様式－ 7

車両移動記録票

措置実施場所	
対象車両	
運転者の有無	
移動日	
移動内容	
破損状況	
その他	

状況写真

移動前

移動後

記録者 明和町役場 建設課 指名
